

令和6年度 事業計画書（案）

東京都北区放課後子ども総合プラン事業
豊川放課後子ども総合プラン

社会福祉法人 東京聖労院

目 次

I 運営管理計画

1. 職員配置	1
2. 会議	1
3. 児童の安全対策	1
4. 環境管理	2
5. 衛生管理	2

II 運営基本計画（一般登録—放課後子ども教室）

1. 日常活動	4
2. 職員業務日課表	5
3. 行事	6
4. 特別活動	6
5. 地域との連携	6
6. 学校との連携	7
7. 家庭との連携	7
8. 子どもの参画活動	8

III 運営基本計画

（学童クラブ登録—豊川小学校学童クラブ第一・第二・第三）

1. 運営方針	9
2. 年間指導目標	9
3. 職員業務日課表	10
4. 指導計画表	11
5. その他の活動	12
6. 学童クラブ入会事務の予定	12
7. 安全計画	13

I. 運営管理計画

1. 職員配置

放課後子ども教室

常時6名以上、うち有資格者3名以上

豊川小学校学童クラブ第一、第二、第三

各学童クラブ 常時2名以上（有資格者2名、うち放課後支援員1名）

2. 会議

会議名	内 容	開 催	構 成
職員ミーティング	職員間で情報を共有し、業務が円滑に行えるよう検討、連絡調整を行います。	毎日	全職員
連絡会議	学校施設の借用について、気になる児童について等、情報交換や連絡調整を行います。	適宜	学校関係者
スタッフ会議	行事や活動についての確認・調整、気になる児童についての情報交換等を行います。	毎月	管轄児童館長 職員 放課後コーディネーター
実行委員会	放課後子ども総合プランの事業、運営についての協議・決定を行います。	年4回 程度	学校、PTA、学校評議員 町会、自治会、青少年 地区委員会、児童館長等

3. 児童の安全対策

日常生活、遊びの中で起きるけがや事故を防止するために、職員は十分な注意のうえにも絶えず「子どもは想定外の動きをする」という認識のもとに、子ども一人ひとりの気持ちや行動を考慮し予測した上で一層の危機管理意識を持って対応します。また、災害や犯罪といった不意に発生する可能性のあるものについても適切な対応ができるような対策をします。

(1) 施設内の安全対策

- ①建物設備、備品、遊具等の安全性について点検し、必要な整備等を行います。
- ②子どものいる空間、場所においては職員を必ず配置し、ルールを決めて遊びを見守ります。校庭の大きな遊具については、特に安全に留意して子どもを見守ります。
- ③日頃から保護者や学校との情報交換やコミュニケーションを図ることによって、子どもの健康状態や体調変化への目配りを徹底して、子どもの状況把握と病状、異変の早期発見に努めます。また、疾患等の児童の健康状態については個人情報に配慮しつつ、十分に把握しておきます。

(2) 通学路の安全対策

- ①学校指定の通学路に準じた帰宅経路の安全指導をし、危険箇所を把握、点検します。また必要があれば保護者にも周知します。
- ②地域ぐるみの安全確認や安全確保が出来るように、学校はもちろんのこと、PTAや地域の方々と連携して指導体制

の強化なども行います。

- ③豊川小学校周辺の道路を把握した上で、広範囲から通学する子どもたちへの安全指導及び対応を行います。
- ④入退室メール配信システムの運用により、保護者が子どもの入退室を把握できるようにします。
- ⑤学校や学童と連絡を密にし、道路工事等による通学路の一時的な変更等情報を収集し、迅速に対応します。
- ⑥外学童は一般道に出て登室をするので、職員が玄関や一般道に立ち児童の安全確保に努めます。

(3) 怪我や事故が発生した場合の体制整備

- ①放課後子ども総合プラン事故・ケガ対応マニュアルを活用し、繰り返しの訓練により職員が有事の際にしっかり対応できるようにします。
- ②職員には上級救命講習の受講を義務付け、AEDの使用も含め、有事に対応できるようにします。
- ③救急箱の整備や点検等を定期的に行います。また、事故やけがの際、速やかな対応ができるよう応急手当用品の使用方法の確認や訓練を行います。
- ④校庭や体育館での活動時、また外出時には持ち運び用の救急セットを持参し、迅速に対応できるよう体制を整えます。
- ⑤怪我や事故が起きた際には、マニュアルに基づき、保護者や必要な機関に連絡し、迅速かつ細やかに対応します。

(4) 不審者・地震・火災発生時など緊急時の対応

- ①職員は学校の避難訓練に参加し、連携を確認すると共に子どもの安全確保を図ります。
- ②防災、防犯に関する計画や指針、マニュアルを整備し、防災・避難訓練・防犯訓練を行います。訓練は、毎月実施し、その際には職員のみではなく、子どもと共に行います。
- ③放課後ルームに防災頭巾など災害対策用品や防犯対策用品を用意し、非常時に備えます。
- ④日常的に学校職員や地域住民、関係機関等との連絡、連携を密にして協力体制を強化します。

4. 環境管理

(1) 環境管理

- ①職員による始業前、終業後の施設内外（放課後ルーム、プレイルーム、階段、出入口等）の点検、清掃を行い、安全確認を実施します。
- ②消防設備、空調等、必要な設備の点検を学校と協力して行います。
- ③施設内の備品等の効率的な整理・保管を行い、子どもたちが活動しやすい環境整備を行います。
- ④靴、傘、ランドセル等の保管方法をルール化し、子どもたちが自己管理できるよう留意・指導をします。
- ⑤はさみ等の文房具類、ゲーム等の玩具、図書等は整理整頓し、またルールを決め、子どもたちが自主的に管理できるように留意・指導をします。
- ⑥ごみ処理及び分別については、北区環境方針、学校指導方針等を踏まえて、学校と協議し、適正に処理・分別を行います。また、子どもたちへの環境学習を実施します。
- ⑦体育館などの学校施設で活動する際には使用の可否も含めて学校側と協議します。また、活動が許可された際には使用後の施設は確実に現状復帰します。

5. 衛生管理

(1) 衛生管理

- ①子どもたちの手洗い、うがいの励行を指導し、手指消毒液の設置など清潔保持の指導を実施します。
- ②始業前、終業後に職員による清掃を毎日行います。また、必要に応じて子どもたちにも役割分担をし、清掃を実施します。
- ③部屋の採光、気温、室温、換気などに留意します。

- ④水回りの消毒、トイレの清掃等は、学校・学童クラブ職員と協力をしながら行います。
- ⑤インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症予防、熱中症、光化学スモッグ等の対応策を整備します。また、学校・関係機関及び管轄児童館、学童クラブ等と連携を取り合い、感染の防止に努めます。
- ⑥感染症等が発生してしまった場合は、必要な対応を迅速に行います（状況書類の作成、学校・保健所との連絡調整、等）。また、施設・玩具等の消毒、衛生管理（マスク着用等）、室温管理、換気等の対策を遂行します。
- ⑦食事指導を行う際は、子どもたちの衛生指導や施設の衛生管理について特に注意します。
- ⑧日頃から保護者や学校との意思疎通を図る事によって、常に子どもの健康状態や体調変化への目配りを徹底して、子どもの状況把握と異変の早期発見に努めます。また、児童の体調不良が見られる場合には保護者に連絡を取り、速やかな帰宅または保護者の迎えを促すなど、感染拡大を防止します。

Ⅱ. 運営基本計画（放課後子ども教室）

1. 日常活動

来室から帰宅まで、放課後ルーム（やプレイルーム）を拠点に、小学校校庭、体育館等で職員が見守るなか、安全で自由に過ごします。また、日々の活動では学習タイムを設けるなど、子どもたちが学習できる環境整備を行います。3つの学童クラブと連携し、放課後子ども教室・学童クラブそれぞれの児童がその垣根を越えて共に過ごすことができるよう運営を行います。このほか定期的に集団で楽しめる季節行事を計画します。また地域の方々や児童指導員の技術を生かした活動も実施します。

（1）低学年の活動

低学年児童が、遊びを通して心と身体を鍛え、やさしさと思いやりを育むことができるよう支援します。また、スポーツ活動や学習など多様な活動も行い、児童の自主性、創造性、社会性を養います。

保護者や学校とは日常的に連絡を密にし、一人ひとりの子どもの状況を把握していきます。また、子どもたちに信頼され、共感される対応を行っていきます。

（2）高学年の活動

高学年児童に対しては、居場所としての空間を提供します。また新しいスポーツや創造的な遊びを導入し、様々な体験の幅を広げ、チャレンジできる遊びや学習を子どもたちの意見も取り入れて、導入していきます。また、思春期に差し掛かる児童特有の問題や交友関係の悩みなどについて職員は身近な大人として受け止め、相談などに取り組んでいきます。

更に異学年集団のリーダーとしての活動を支援していきます。

（3）特別な支援が必要な児童について

こころや身体の発達に遅れがある、行動に問題がある場合には、学校や専門家、家庭と十分連携をとり、必要な記録をとるなど、配慮と支援を行っていきます。遊びや活動等は他の子どもたちと一緒に行動できるよう、友だちとのコミュニケーションを大切に育成します。

また、周りの子どもに対して支援・ケアも行い、その子どもに対する理解が深まるよう対応を行います。

（4）異学年交流

共通の集団生活の場で過ごすことで、日常的に異学年の子どもたちとの交流を図っていきます。また定期的を実施する行事においても、全員が一緒になって、または学年を超えた組み合わせなどにより、交流を促していきます。

（5）クラブ活動

子どもたちの興味関心を軸とし、継続的かつ主体的な活動のクラブ活動を実施します。

●お茶クラブ

- ①クラブ活動を通して、仲間づくりをします。
- ②日本の伝統文化である「お茶」に親しむ機会を得ます。
- ③お茶（茶道）の専門技術・作法を習得します。

●卓球クラブ

- ①クラブの異年齢メンバー同士での仲間意識の芽生えと発展を目指します。
- ②専門技術の向上を図ります。
- ③対外交流などの他、地域の児童との交流ができる機会を作ります。

(6) 昼食対応、再登校について

土曜日や学校休業日に昼食を持参した児童に対して昼食対応を行います。昼食対応には職員も入り、食事をする児童を見守りながら、逸脱した食事マナー等が見られる際にはその都度声掛け等を行い、対応します。また、食事が進まないなどの児童の体調面についても気をつけます。

学校終了後には一度帰宅してから参加する再登校も行います。その際には、一度学校から地域に出ることになるため、安全面に十分注意するよう児童に伝えていきます。

2. 職員業務日課表

時間	月曜日～金曜日の場合	学校休業期間中・土曜日の場合
8:00		職員出勤（2名）、開室準備
8:15		早朝利用、土曜育成児童受入れ
9:15	職員出勤 開室準備 企画準備	職員出勤 児童受入れ 児童学習タイム見守り
10:30	職員ミーティング（水・木）	児童遊び支援
11:00	非常勤職員出勤 企画準備	
12:00	職員昼休憩 開始	児童昼食支援開始 ※1 職員昼休憩（交代制）
12:45	職員昼休憩 終了	児童昼食支援終了
13:00		午後一般児童受入れ開始 児童受入れ
13:30	職員ミーティング（月・火・金）	児童学習タイム見守り 児童遊び支援
14:00	児童受入れ 児童学習タイム見守り 児童遊び支援	
16:20	(11月～2月) 片付け・帰宅準備	(11月～2月) 片付け・帰宅準備
16:30	(11月～2月) 一般児童退室 (11月～2月) 掃除・閉室準備	(11月～2月) 一般児童退室 (11月～2月) 掃除・閉室準備
16:50	(4月～10月、3月) 片付け・帰宅準備 (4月～10月、3月) 一般児童退室	(4月～10月、3月) 片付け・帰宅準備 (4月～10月、3月) 一般児童退室
17:00	掃除	掃除
17:30	職員ミーティング・日誌記録 (放課後子ども教室職員)	職員ミーティング・日誌記録 (放課後子ども教室職員)
18:00	夕方利用児童退室 閉室準備・終業	夕方利用児童退室・学童クラブ土曜育成児童退室 閉室準備・終業
18:15		

※1 昼食持参児童について、正午から午後1時の間も見守りを行います。

※2 学校とは日常的に情報交換を行い、必要に応じて打ち合わせを行います。

3. 行事

豊川小学校に在学する子どもたちの放課後の居場所として、四季の変化を感じ取り、日本の伝統文化や自分の住む地域を愛することができるよう、プログラムを作成します。また、普段はなかなか実践できない校庭を活用した「体力作り」にも取り組んでいきます。

<令和6年度 行事予定>

月	行事	月	行事
4月	・わくわくガイドツアー	1月	・新年おめでとう会
5月	・ウェルカムパーティー	2月	・節分会
7月	・七夕会 ・水遊び	3月	・卒業おめでとう会
8月	・平和を祈る会 ・お化け屋敷	その他	・特別講師を招いての講座（特別活動） ・クラブ活動 ・わくわくフェスタ ・防災、防犯等各種訓練 ・地域行事への参加・協力 ・PTA 行事への参加・協力 ・環境学習活動（東京成徳大学高等学校共催）
9月	・防災を学ぶ会		
10月	・ハロウィンパーティー		
11月	・秋の遠足		
12月	・年末お楽しみ会		

※その他の活動も、協議のうえで実施を検討していきます。

4. 特別活動

放課後子ども総合プランの魅力をより高めていくため、下記の様な特別活動を行います。

(1) 特別講師を招いての講座等、特別活動

豊川小学校の学区内に居住する、または北区内に居住する特別な専門技術を有する方等を探し、その方を特別活動講師とし、特別活動を実施します。普段なかなか触れることができない専門性に触れ、児童の世界観を広げ、意欲の向上を目指す事を目的とします。

- ①各種専門家を招き、技術指導や小学生（児童）と一緒に遊べる遊びを行うプログラム活動を行います。
- ②地域の方を招いての講座を行い、児童の学びをサポートします。
- ③地域在住の方を招き、工作活動やスポーツ活動を行います。

(2) 親と子が交流を深められるような活動

保護者と一緒に楽しむことのできる活動を行います。

- ①親子スポーツ交流活動や芸術活動、お茶会などの活動を行います。

(3) 学校外をステージとした活動等の提案

北区（所管課）、小学校、実行委員会と協議をし、学校外をステージとした活動を、学校休業時等に行います。この活動は、学校の外だからこそできる様々な体験活動を行う事を目的とします。

- ①地域の文化施設を利用した体験学習を行います。
- ②他のわくわく☆ひろばと協力し、交歓卓球大会等の交流活動を行います。
- ③児童館と協力し、子どもたちが異年齢交流出来るような活動を行います。

5. 地域との連携

地域と連携し、様々な活動を行うために、下記の取組みを行い、地域福祉の向上に資することに力を注ぎ、児童の健全な育成を図ります。

(1) 地域と積極的に交流を図り、地域と共に育ち、安全・安心で信頼される放課後子ども総合プランを目指します。

- ①おたよりの配布などを通じ、町会との情報共有を図ります。

- ②地域の人的資源を積極的に受け入れます。
- ③ボランティア等を積極的に受け入れます。
- ④地域の子育て子育て拠点である豊島児童館と連携し、情報交換を行います。

(2) 学校、自治会、民生・児童委員、青少年委員など子どもを取り巻く地域の関係者、関係機関と定期的に運営状況を伝達し合い、信頼関係を構築し、情報共有や意見交換を行います。

- ①実行委員会を通して、円滑な事業運営と活動の充実を協議します。
- ②地域の町会・自治会や青少年地区委員会の行事への協力、及び参加をします。
- ③地域の大人や高齢者施設と連携した、世代間交流を実施します。
- ④児童虐待など要保護児童に関する情報伝達を行い、関係機関との連携を図ります。

(3) 子どもが地域を愛し、誇りを持てるように地域の歴史を学び、伝統を引き継いでいけるよう支援します。

- ①地域の文化施設に外出し、地域探検活動等を実施します。
- ②地域の方を招いての環境学習活動を行い、児童の学びをサポートします。

6. 学校との連携

豊川小学校の教育目標や方針を十分に理解して運営にあたります。また、定期的に運営状況を伝達し信頼関係を構築するとともに、問題等が発生した場合には学校にも協力を求め、解決のための活動を行います。

◆活動内容や運営管理に関して定期的に情報交換を行い、きめ細かく児童対応をしていきます。

- ①緊密な連絡・調整、及び、日常的な情報交換（施設利用、下校時間の変更など）を行います。
- ②学校行事（運動会、学習発表会、学校公開、水泳指導など）に留意した運営を行います。
- ③学校行事に積極的に参加し、学校での子どもの様子を把握します。
- ④子どもが個々に抱える問題に対して情報交換と問題状況の把握、必要に応じ個別支援を実施します。

7. 家庭との連携

子どもの生活を守り豊かな成長を支援していくために、家庭との十分な信頼と協力の関係構築に努めます。このため、下記の取組みを行い、その実現を目指します。

(1) 情報の提供と交換

具体的な取組み

わくわく☆ひろばだよりの発行	配布	①毎月1回の発行 ②月間予定、様子等の紹介 ③保護者への連絡事項の記載
利用カードの活用（1年生）	交換	①互いの情報交換 ②緊急性のあるものは即日報告
ホームページの活用 ホームページの開設	提供	①24時間閲覧可能な情報提供 ②災害時の緊急対応の掲示
入退室メール配信システムの活用	提供	①入退室システム登録児童の入退室情報提供 ②災害時の緊急対応の情報提供

(2) 共に考え、創る

運営への参加		①親子参加型活動の実施 ②保護者ボランティアの受け入れ ③保護者アンケートの実施
--------	--	--

(1) 情報の提供と交換

- ①毎月のおたよりや利用カードを通して、それぞれの子どもの日々の様子を伝え合い、保護者との信頼、協力関係を築いて、個々の状況や問題に対して共に考えていきます。
- ②職員と保護者が共に子どもを育てるという視点から互いに補い合い、一緒に子どもの成長を見守っていく姿勢を大事にします。
- ③子どもの怪我やトラブルなどで保護者に伝える必要がある事柄については電話等で迅速に報告します。
- ④ホームページを活用し、いつでも情報を見られる体制を整えます。また、台風や大雪などの災害時または災害が予想される際には、緊急メール配信システムを活用し、保護者に周知します。

(2) 共に考え、創る

- ①行事や活動の際に保護者ボランティアを受け入れ、共に活動を作っていきます。
- ②利用者・保護者アンケートによる評価の実施を通じて、活動の点検と改善を図ります。
- ③親子参加型の行事や地域交流行事を通じて、子どもと保護者、職員間の交流を深め、各家庭のコミュニケーションや絆の強化に努めます。また、日常的に保護者が見学できるよう配慮します。
- ④保護者が子どもの様子を自由に見に来ることができるよう『開かれた居場所』となることを目指し、広報等に取り組みます。

8. 子どもの参画活動

事業運営に子どもの意見を取り入れ、運営の参加機会を作るなど「子どもの参画」に取り組みます。

- ・アンケート等で積極的に意見を聞き、取り入れます。
- ・施設の装飾に子どもの作品を活用し、一緒に作成する機会をつくれます。
- ・行事の際など子どもスタッフとして運営に参加してもらい機会をつくれます。
- ・子どもたちのアイデアを取り入れ、企画から職員と共に作り上げる行事を実施します。

Ⅲ. 運営基本計画（豊川小学校学童クラブ第一・第二・第三）

1. 運営方針

保護者が就労等のため留守になる家庭、また育児休業等により日中適切な保護ができない家庭の児童に、安心して過ごせる生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ります。また、子ども同士の交流や様々な遊びを通して、児童が可能性を広げていくことができる成長の場となるよう、一人ひとりの児童に細やかな配慮と働きかけをして、運営を行っていきます。

- 1 生活指導 … 基本的な生活習慣を身につけられるよう、生活のマナーやルールを習慣として積み重ねできるよう働きかけていきます。
- 2 余暇指導 … 児童が様々な遊びを体験し、遊びを通して、自主性、社会性、創造性を育てます。
- 3 危険防止及び非行防止 … 児童自身に災害への心構えを身につけさせると共に、生命の大切さや社会の規範を知る機会を設けます。

2. 年間指導目標

年間を通して、以下のことを目標として掲げ、児童の健やかな成長を見守ります。

- ・ 基本的な生活習慣を身につけます。
- ・ 異年齢集団の活動を通し、社会性や協調性、思いやりの心を育てます。
- ・ 豊かな体験の中で、個性を伸ばしながら、意欲や考える力を身につけます。
- ・ 日常の安全管理に十分留意し、健康管理、安全指導を行います。
- ・ 「わくわく豊川ひろば（放課後子ども教室）」の活動にも積極的に参加し、学童クラブ以外の子どもたちとの交流を図ります。

3. 職員業務日課表

時間	月曜日～金曜日の場合	学校休業期間中・土曜日の場合
8:00		順次職員出勤、受け入れ準備
8:15		児童登室開始
9:15	順次職員出勤 事務作業	学習タイム 自由遊び
10:30	職員ミーティング (水・木)	
12:00	昼休憩 開始	昼食開始
13:00	昼休憩 終了	昼食終了
13:30	職員ミーティング (月・火・金) 受け入れ準備 児童登室開始、学習タイム 自由遊び(校庭遊び等)	※夏季休業中は1時間程度の休息 自由遊び
15:00	おやつ開始	おやつ開始
16:00	おやつ終了	おやつ終了
16:30	児童退室①	児童退室①
16:50	帰りの会	帰りの会
17:00	児童退室②	児童退室② 順次職員退勤
17:30	児童退室③	児童退室③
18:00	児童退室④	児童退室④ (※土曜は18時閉室) 18時15分終業
19:00	延長育成児童最終退室、清掃	延長育成児童最終退室、清掃
19:15	終業	終業

※土曜育成についてはおやつ提供がありません。

4. 指導計画表

月	月間目標	留意点	行事
4	・新しい生活環境に慣れ、友だちと仲良く遊ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・新一年生への目配りを強化し、上級生が下級生に優しく接することができるよう働きかけを行います。 ・クラブ室の決まりごとを知らせ、新しい生活に慣れるよう促します。 ・新しい友だちと仲良くなり、楽しく遊べる環境と雰囲気づくりをします。 ・防犯、防災などの安全指導を行います。 ・学校との連絡を密にし、生活指導について連携していきます。 	個人面談
5	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全ルールを身につける。 ・集団生活のルールを知り、守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ室の決まりごとなどを定着させます。 ・新生活に疲れている児童はいないかなど、健康面について個人別に対応します。 ・上級生が自然と下級生をサポートできるように支援します。 ・クラブ室の一員としての自覚を持ち、帰属意識・協調性を身につけられるよう働きかけをします。 	
6		<ul style="list-style-type: none"> ・友だち関係に問題はないか子どもたちのグループ構成によく注意をします。 ・集団遊びを通して、仲間意識を深めていくよう促します。 ・異年齢交流が円滑に行われるよう日常活動、企画に創意工夫をします。 ・個人面談を行うことにより、保護者との信頼関係を築きます。 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みを楽しく過ごす。 ・行事をとおして生活体験を豊かにする。 ・規律正しい生活を送る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携を密にし、夏休みを迎える準備をします。 ・夏休みに向けて、規律のある行動をするよう促します。 ・熱中症等の予防についての健康管理指導を行います。 ・運動遊びやスポーツを通し、体を動かす楽しさを教え、目標に向かって努力する心を育てます。 ・保護者会を通じて児童の日々の様子を保護者に伝え、意見交換を行います。 	保護者会
8		<ul style="list-style-type: none"> ・規律ある生活指導をします。 ・長期休暇を利用して普段出来ない特別な行事・遊びに取り組み、思い出に残るような活動を行います。 ・創造性を高められるような企画活動を行います。 	
9	・仲間意識を深め、異年齢集団での輪を広げる。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に順応できるよう普段の落ち着いた生活を取り戻すよう働きかけを行います。 ・学校生活が始まり、疲れている児童はいないか健康面について個別に対応します。 	個人面談
10	・一人ひとりが役割を持ち、活動に積極的に参加する。	・半年が過ぎ、一人ひとりの個性を理解してきたところで、さらに個人の能力を引き出すような働きかけを行います。	
11	・遊びの幅を広げ、行事や活動を楽しむ。	・個人面談を行うことにより保護者との信頼関係をより高めていきます。	
12	・戸外の活動を豊かにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症等の予防について健康管理指導を行います。 ・各学年が次の学年に進むために、自立した行動がとれるよう促します。 ・普段の活動の成果を発表できる場を作り、子どもたちに挑戦する心と達成感を感じてもらいます。 	
1	・伝承遊びに親しむ。	・クラブ室の中だけではなく、地域社会にも目を向け、地域社会の一員として自覚を持つことができるよう働きかけます。	保護者説明会 卒室イベント
2	<ul style="list-style-type: none"> ・寒さに負けない体を作る。 ・卒室と進級を祝い、次年度に向けての準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手や友だちを思いやり、応援する心を養うよう促します。 ・次の学年に進むための心の準備や環境づくりを行います。 	
3	・一年の締めくくりに思い出作りをする。	<ul style="list-style-type: none"> ・進級への期待を持ち、自発的な活動ができるよう支援し、自分が経験したことを下級生に伝えられるよう促します。 ・クラブ室で過ごした時間が有意義なものであったと感じられるよう楽しい企画を用意し、思い出づくりをします。 ・新1年生保護者を対象にした学童クラブ入会案内を行います。 	

※お誕生日会は毎月行います。

※行事はわくわく豊川ひろば（放課後子ども教室）と共に行います。

※避難訓練はわくわく豊川ひろば（放課後子ども教室）と連携して毎月行います。

5. その他の活動

(1) 学校との連携

印刷物の交換、学校行事（運動会、学習発表会、学校公開など）の見学を通して、子どもの日常の様子把握に努めます。また、担当教諭や学校との情報共有を通して、子どもたちへの育成支援についての理解を深め、連携を図ります。

(2) 保護者との関わり

クラブだより、連絡帳等を通じて子どもの生活状況を保護者に伝え合い、相互理解を深めます。保護者会や個人面談等により、保護者との信頼関係構築に努めます。

(3) 豊島児童館管轄の学童クラブ職員との関わり

定期的な会議の中で育成状況等情報共有を行い、育成指導の向上に努めます。

(4) 特別な支援が必要な児童に対する対応

保護者、学校との情報共有を密にし、児童の特性や傾向に寄り添った支援を行います。また、巡回指導員の助言・指導を受け、育成の充実を図ります。

(5) 帰宅時の安全について

平日の帰宅時に、地域ふれあいパトロール員が、コース別に帰り道危険のないよう見守りを行います。

【地域ふれあいパトロール員見守り期間】… 4月、10月～2月

(16時30分、17時、17時30分、18時)

6. 学童クラブ入会事務の予定

10月	学童クラブの案内掲示	就学時健康診断実施日（10月～11月）
11月	ポスター掲示	令和6年11月上旬頃
12月	必要書類の配布	令和6年12月初旬～令和6年1月初旬
	利用申請受付	令和6年12月中旬～令和6年1月中旬
1月	審査期間	令和7年1月中旬～1月末
	申請書ファイル提出	令和7年1月末 ※管轄児童館へ持参
2月	利用承認通知発送	令和7年2月末
3月	利用手続き	令和7年3月上旬～3月中旬
	障害児等受け入れ審査会	令和7年3月初旬頃
	承認後の書類受付	減額免除申請書 令和7年3月中旬 間食費扶助費申請書 令和7年3月中旬まで

7. 令和6年度 豊島学童クラブ・第二豊島学童クラブ・第三豊島学童クラブ安全計画

1. 安全点検

(1) 施設・設備の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点 点検箇所	耐震留め具 落下危険物	空気清浄機 フィルター	エアコン 扇風機	什器等の角	換気扇 玩具破損点検	木製製品 ささくれ
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点 点検箇所	危険物の落下	空気清浄機 フィルター	エアコン 扇風機	什器等の角	換気扇 玩具破損点検	木製製品 ささくれ

(専用区画以外の場所についても定期的に使用する場合は実施を検討すること)

(2) マニュアル(指針)の策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検) 予定時期	掲示・管理場所
事故防止マニュアル(指針)	平成30年 4月	令和5年 10月	放課後子ども教室
防災マニュアル	平成30年 4月	令和5年 10月	放課後子ども教室
救急対応時マニュアル(指針)	平成30年 4月	令和5年 10月	放課後子ども教室
防犯(不審者対応)マニュアル(指針)	平成30年 4月	令和5年 10月	放課後子ども教室
感染症対応マニュアル(指針)	平成28年 4月	令和5年 10月	放課後子ども教室
おやつ・食事	平成29年 4月	令和5年 10月	放課後子ども教室

※110番、119番対応を含む

2. 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全教育

(2) 保護者への周知・共有

	4～8月	9～12月	1～3月
1年生	・各部屋（校庭、体育館含む）のルールの確認	・活動中の事例に基づく新たなルールの周知、確認 ・高さのある遊具に潜む危険について	・ルールの風化防止のための再告知、確認 ・死角に潜む危険について
2年生	・各部屋（校庭、体育館含む）のルールの確認 ・縦割りで遊ぶ際の体格差について	・活動中の事例に基づく新たなルールの周知、確認 ・高さのある遊具に潜む危険について	・ルールの風化防止のための再告知、確認 ・死角に潜む危険について
3年生	・各部屋（校庭、体育館含む）のルールの確認 ・縦割りで遊ぶ際の体格差について	・活動中の事例に基づく新たなルールの周知、確認 ・高さのある遊具に潜む危険について	・ルールの風化防止のための再告知、確認 ・死角に潜む危険について
4年生以上	・各部屋（校庭、体育館含む）のルールの確認 ・縦割りで遊ぶ際の体格差について	・活動中の事例に基づく新たなルールの周知、確認 ・高さのある遊具に潜む危険について	・ルールの風化防止のための再告知、確認 ・死角に潜む危険について
	4～8月	9～12月	1～3月
	おたより・保護者会・個人面談 緊急配信メール	おたより・個人面談 緊急配信メール	おたより・保護者説明会 緊急配信メール

3. 訓練・研修

(1) 避難訓練等

設備運営基準第6条第2項の規定に基づき定期的に実施する避難及び消火に対する訓練

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
テーマ 取組	地震	緊急持ち出し 用具について	火災	さすまた訓練	非常食講座	防犯訓練
参加 予定者	放課後子ども 教室・学童	職員	放課後子ども 教室・学童	職員	放課後子ども 教室・学童	放課後子ども 教室・学童
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ 取組	火災 (土曜開催)	消火器訓練	避難経路・帰宅 経路について	防犯	水害	地震
参加 予定者	放課後子ども教 室・土曜育成	放課後子ども 教室・学童・ 職員	職員	放課後子ども 教室・学童	放課後子ども 教室・学童	放課後子ども 教室・学童

(2) その他訓練

訓練内容	実施予定時期 (時期と回数を記載)	参加予定者
119 番通報訓練	6月、11月 年1回	学童クラブ・放課後子ども教室職員
救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等)	年2回	社会福祉法人東京聖労院職員
不審者対応訓練(110番通報訓練等)	7月、1月 年2回	学童クラブ・放課後子ども教室職員
来所・帰宅時における非常時対応訓練	12月 年1回	学童クラブ・放課後子ども教室職員
その他 (送迎バスにおける見落とし防止等)	適宜点検	

(3) 職員への研修・講習

4～8月	9～12月	1～3月
持ち出し用具確認 さすまた訓練	避難経路、帰宅経路確認 消火器訓練	防犯訓練

※上級救命講習は入職時、再講習は適宜受講。

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール

- ・行政等が実施する訓練・講習に参加・受講する。
- ・豊川小学校の避難訓練に参加する。
- ・必要に応じて、地域の避難訓練に参加する。

※所属する自治体や児童が通う学校が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらず記載する

4. 再発防止策の徹底(ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の方法等)

- ・毎日のミーティングにて情報共有を行う。
- ・その他の会議でも情報の共有や事例検討を行う。(学童ミーティング・放課後子ども教室との全体ミーティング・法人内学童会議・法人内プラン会議・実行委員会等)